

京都市告示第 6 4 6 号

京都市山科身体障害者福祉会館の指定管理者である社会福祉法人京都身体障害者福祉センターから、京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、臨時に休館することについて、下記のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する施設

京都市山科身体障害者福祉会館

2 臨時に休館する日

平成 2 9 年 3 月 2 6 日（日）

（保健福祉局障害保健福祉推進室）